

第8回 「国際貢献」論と平和憲法 - 平和的生存権論の可能性 -

2005.2.8 憲法を学ぶ会

奥野恒久（室蘭工業大学）

はじめに

改憲により自衛「軍」を明記することの意味

国民のためではなく、権力体制維持（国民と敵対することもある）のためでは？

軍が堂々と行動できる日本社会を私たちは認めるのか？

1990年代改憲論を彩る「国際貢献」論

- ・「（わが国は）自由と民主主義という価値を同じくする諸国家と協働して、国際平和に積極的能動的に貢献する」（自民党憲法改正プロジェクトチームの「論点整理」（04.6.10））
- ・「地球規模の脅威と国際人権保障のために、日本が責任をもってその役割を果たす」（民主党「憲法提案中間報告」（04.6.22））

1991年の湾岸戦争時「一国平和主義」批判

樋口陽一「『一国平和主義』でなくて何を、なにか」

1、自衛隊の海外派遣体制の確立

日本の安全保障政策の概観

- 1946 日本国憲法の公布
- 1949 中華人民共和国の誕生
- 1950 朝鮮戦争の勃発 警察予備隊の創設
- 1951 サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約の締結
- 1952 警察予備隊を保安隊・警備隊に改組
- 1954 自衛隊に改組
- 1960 新安保条約の締結
- 1978 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の策定
- 1989 「冷戦」の終結
- 1991 湾岸戦争の勃発 自衛隊の掃海艇をペルシャ湾に派遣
- 1992 P K O協力法の成立 カンボジア等に自衛隊を派遣
- 1997 新日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）の策定
- 1999 周辺事態法の成立
- 2001 アメリカで同時多発テロ テロ対策特別措置法の成立 インド洋へ自衛隊派遣
- 2003 武力攻撃事態法など、いわゆる有事三法の成立 イラク
復興支援特別措置法の成立 イラクに自衛隊派遣
- ・1990年を境に対立点の変化
「自衛隊の存在が合憲か違憲か？」 「自衛隊の海外派遣が合憲か違憲か？」
1993年からの「政治改革」ブーム / 衆議院、小選挙区制の導入（1994）/ 社会党の衰退
- ・未確立な自衛隊の海外派遣体制
- ・不可能な海外での武力行使
- ・個別根拠法の制定を要する自衛隊の海外派遣 恒久法整備という衝動

2、小泉政権のいう「国際貢献」論

米英軍のイラク攻撃の違法性

国連憲章 武力行使の禁止を原則（2条）としたうえで、二つの例外を規定

- ・安全保障理事会による武力行使容認の決議がなされた場合（42条）
- ・自衛権の発動としてなされる場合（51条）

事実 イラクが大量破壊兵器を保持しているとして、安保理決議のないなか先制攻撃

大量破壊兵器について、「発見されることはないだろう」（04.9.13米議会にてパウエル国務長官（当時））

「今回のイラク戦争が国際法違反であることは、国際法学者の間では常識であると言ってよい」（松田竹男「自衛隊のイラク派兵と国際法」『法律時報』2004年6月号、48頁）

イラク攻撃への日本政府の対応

…攻撃前から「支持」しつづけ、攻撃後小泉首相は「日本国民の精神が試されている」「いずれの国家も、自國のことに専念して他国を無視してはならない」として、自衛隊のイラク派遣を決定（03.12.10）

自衛隊の活動の問題性

・人道復興支援活動 軍事組織は人道支援をするべきでない

- ・最も脆弱な人々に注意を向ける専門性をもたない
- ・国益を反映するため、中立性や公平性を守りにくい
- ・軍事組織の活動により国連やNGOなどの中立性にまで疑問を生む

（熊岡路矢「『人道』支援ということ」『世界』2004年6月号、61頁）

日本政府は、ボランティア等を「自己責任」論で抑えつつ、自衛隊の活動に固執

・安全確保支援活動 政府見解からしても違憲の疑い

「我が国が他国の軍隊等に対して行う補給、輸送等の協力について、仮に自らは直接武力の行使をしていないとしても、他国が行う武力の行使への関与の密接性から、当該他国による武力の行使と一体化し、我が国として武力の行使をしたとの法的評価を受けるような行為を行うことも禁ずる」（八木一洋「憲法9条に関する政府の解釈について」『ジュリスト』1260号、2004年、69頁）

航空自衛隊が1200人の武装米兵を輸送（『北海道新聞』2004年12月9日）

イラク国民への支援という視点ではなく、自衛隊を派遣すること自体が目的

国連重視路線から日米同盟路線へ

- ・1991年の湾岸戦争と、今回のイラク攻撃との違い
- ・政府は、自衛隊海外派遣の恒久法について国連決議のない多国籍軍への支援活動も含めて検討（『読売新聞』2005年1月12日）

国連は機能していない、無力なのか？

- ・イラク攻撃直前、国連安保理は「合法化できない戦争は合法化しない」と意思表示するかたちで機能し、「人々に、規範の弛緩と法の支配の退行にブレーキ」をかけた（憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』岩波新書、2004年、45頁〔最上敏樹〕）
- ・「日本が侵略されても国連が守ってくれるわけではない」（小泉首相04.1.27）

「国際貢献」？

小泉政権の「国際貢献」とは、軍事によることを前提とした米国支援

3、「国際貢献」論の背景

アメリカによる軍事的分担の要求

- ・アメリカの変化：1980年代末～「双子の赤字」、「冷戦」の終結により唯一の超大国として世界秩序を維持 ブッシュ政権による「有志連合」による「ならず者国家」転覆路線
- ・日本に対して、経済的のみならず軍事的にも、それも全面的な後方支援を要求

在日米軍再編、有事法制

グローバル化した日本企業の要請

- ・日本の大企業は、1980年代後半～多国籍化。アジアを中心に進出し、現地に権益進出先の安定を確保するため、軍事的な圧力として、自衛隊の海外派遣要求
1990年代前半、経済同友会や経団連が、「平和の負担」として自衛隊の海外派遣を主張
- ・自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化を主張する「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告書（2004.10.04）では、「世界のさまざまな地域での脅威の発生確立を低下させ、在外邦人・企業を含め、日本に脅威が及ばないようにする」と指摘
露骨な自己利益の追求（「一国平和主義」「二国平和主義」） 「国際貢献」

4、日本国憲法の平和主義

非軍事積極的平和主義

- ・憲法前文：「…日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。…」
 - ・「信頼の原則」に立脚
 - ・全世界の国民の平和的生存権を確認／人権（政策）としての平和
 - ・世界平和に向けての積極的な貢献・活動 「一国平和主義」
「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」（教育基本法前文）
- ・憲法9条：「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

非軍事平和主義／戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認

グローバル・プロブレマティック（現在、人類社会の存立を脅かしている一群の問題）

- 核兵器など大量破壊兵器の集積、 戦争・民族紛争・内戦、 世界経済の停滞や不安定、 発展途上国における大量の慢性的飢餓・貧困、 人権抑圧、 環境破壊（加茂利男、大西仁、石田徹、伊藤恭彦『現代政治学』有斐閣、2000年、206頁）

現在の平和観

a. 平和学の共通認識

平和 = 暴力の克服

- ・直接的暴力（戦争など） 消極的平和 憲法9条
- ・構造的暴力（不平等な力関係、格差、経済的搾取、政治的抑圧、差別）

積極的平和 憲法前文

（君島東彦「『武力によらない平和』の構想と実践」『法律時報』2004年6月号、79頁）

b. 人間の安全保障（国連開発計画（UNDP）1994年報告書）

…「国家の安全保障」から「人間の安全保障」へ

国境や武器に关心 人間の生活や尊厳に关心

餓死者や深刻な生活困窮者を出さない社会を目指す 基礎教育、医療、民主主義（アマルティ

ア・セン）

- ・人間の安全保障の重要な構成要素は、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」

= 日本国憲法の平和的生存権

- ・日本政府や改憲論から出されている「人間の安全保障」論

「人間不安全」の根本原因を除去する、との視点の欠如

グローバル資本の野放団な利潤追求

- ・日本国憲法の先駆性は、戦争や軍備の否定によってこそ、人間の安全保障が実現されるとの認識（浦部法穂「憲法9条と『人間の安全保障』」『法律時報』2004年6月号、65頁）

「信頼の原則」

- ・日本国憲法の平和主義は、「無手勝流平和主義」（棟居快行「9条と安全保障体制」『ジュリスト』1260号、2004年、76頁）か？／「実力で防衛する意思がないという誤ったシグナルを相手方に送る」（長谷部恭男「平和主義と立憲主義」『ジュリスト』1260号、2004年、60頁）ことになるのか？

平和主義の積極的意義を軽視／「信頼の原則」と積極的意義との相乗関係を軽視

- ・日本国憲法の平和主義は、そもそも「攻められる」などを問題にするまでもないよう、諸国民との信頼関係を築くことに全力を傾注する、という立場

日本政府には、全世界の国民の「平和的生存権」の実現に向けての努力をはじめ、諸国民との信頼関係を形成することにより、日本国民の平和と安全を保持することが要請されている／非軍事平和主義の利点を生かして、軍事によらない世界の平和実現に向け、真摯に取り組む。そうすることで、諸国民との信頼関係を築き、非軍事のもとでの日本国民の平和と安全を確保する

靖国参拝やイラクへの自衛隊派遣をしておきながら、「備え」を強調する日本政府の「逆立ち」した行為

緒びに代えて - 平和的生存権論の今日的意義と課題

憲法規範としての平和的生存権を裁判上の権利へ架橋するという課題

裁判上の権利性を認める見解は多数とはいえず、判例も消極的

「平和」の内容が抽象的／被侵害利益が不明確

被害者にも加害者にもならない権利

- ・「全世界の国民」の権利としての平和的生存権 日本国民が、殺されない権利だけでなく、加害者にならない権利や殺さない権利も含む（浦田一郎「平和的生存権」樋口陽一編『講座憲法学』2巻、日本評論社、1994年、155頁）

- ・「侵略の側」に加担している現在の日本

イラクへの自衛隊「派遣」という政府による「侵略の側」への加担行為は、再び「侵略した側」として歴史に刻まれたくないという戦後平和憲法のもとで培われてきた日本国民の極めてまっとうな「平和を求める公的良心」の直接的ないしは間接的な侵害

【参考文献】

- ・樋口陽一「『一国平和主義』でなくて何を、なのか」『世界』主要論文選』岩波書店、1995年
- ・渡辺治・後藤道夫編『新しい戦争』の時代と日本』大月書店、2003年
- ・アマルティア・セン「貧困の克服 - アジア発展の鍵は何か」集英社新書、2002年
- ・浦田賢治「平和的生存権の新しい弁証 - 湾岸戦争参戦を告発する憲法裁判 - 」浦田賢治編『立憲主義・民主主義・平和主義』